

ODA改革のための取り組み

Q3 ODAの質的向上と効果的・効率的実施のために、どのように取り組んでいるのでしょうか。

A 「透明性確保」・「効率性向上」・「国民参加」の3つをキーワードに、ODA改革を着実に進めています。

“日本の経済・財政状況が厳しい中、なぜ多額のODAを供与する必要があるのか”“ODAは本来の目的通りに使われているのか”“ODAの実施プロセスが不透明ではないか”といった疑問が投げかけられています。

外務省はこのような疑問に答え、ODAに対する国民の理解と支持を得るため、「透明性確保」・「効率性向上」・「国民参加」の3つをキーワードに、「ODA改革・15の具体策」（2002年7月発表）や外務省改革「行動計画」（2002年8月発表）に従って、ODA改革を着実に実施しています。

また、2002年6月には、川口外務大臣を議長、外部有識者を委員とする「ODA総合戦略会議」を設置しました。この会議は、ODAへの国民参加・ODAの透明性向上、さらにはODA調整官庁としての外務省の機能強化を図ることを目的としており、政府開発援助大綱や国別援助計画などの基本政策について月1回のペースで議論を行っています。

さらに、2002年12月には、「ODA改革：三項目の実施について」を発表し、ODAの最重要政策である政府開発援助大綱（ODA大綱）の見直しなどを行うことを決定しました。ODA改革の主な取り組み状況は以下の通りです。

「透明性確保」のための取り組み

ODAの透明性を確保するために、ODAを客観的に評価・監査するための手法の拡充や、ODAの実態や成果をわかりやすい形で伝えるための情報公開・広報などに積極的に取り組んでいます。

●**監査の拡充**：外部専門家による監査を可能なものから導入しています。また、平成15年度からは、「抜き打ち監査」を順次導入する予定です。

●**評価の拡充**：すべての事後評価に第三者の視点を導入しています。また、外務省および実施機関（国

際協力事業団（JICA）、国際協力銀行（JBIC））に、外部有識者による評価委員会を設置しています。

●**情報公開・広報**：ODAタウン・ミーティングを全国各地で定期的に開催しています。また、ODAの成果や実態をODAホームページ上に掲載しているほか、ODAメールマガジンを原則月2回のペースで定期発行しています。

●**無償資金協力の適正な実施と透明性の向上を図るため**、「無償資金協力実施適正会議」を立ち上げ、2002年2月に第1回会合を開催しました。

「効果的・効率的実施」のための取り組み

開発途上国のニーズに応じて、ODAを無駄のない形で効果的・効率的に実施するために、次のような取り組みを実施しています。

●JICAの「環境配慮ガイドライン」を改定するための作業を行っています。

●食糧増産援助について、2002年12月、抜本的な見直しを行うこと（原則として農業の供与は行わないなど）を決定しました。

●国際的な合意に基づく債務救済の実施方法として、2003年度から、従来の債務救済無償に代えて、JBICの円借款債権の放棄によることを決定しました。

●ODAには1府12省庁が関係していますが、外務省が政府全体のODAの調整を行うことが法律に明記されています。外務省は、これを受けて、関係府省間の会議を定期的に開催して、関係府省間の連携強化に努めています。

「国民参加」促進のための取り組み

日本の重要な外交手段であるODAについて、国内の様々な層が有する知識や経験を活用するための環境づくりに取り組んでいます。

●**NGOとの連携**：NGO支援策やODA政策などを協議するためのNGO・外務省間委員会を設置して、定期的に会合を行っています。また、ODA実施の現場では、日本の在外公館とNGOとの定期協議会（ODA大使館）を、これまで11カ国で開催しており、引き続き開催していく予定です。

●**人材の発掘・育成・活用**：「国際協力人材開発センター（仮称）」を、2003年度、JICAに設置する予

定です。また、JICAのすべての国内機関で、開発教育プログラムを実施しています。

政府開発援助大綱の見直し

政府開発援助大綱（1992年6月30日、閣議決定）は、日本のODA政策の根幹を成す文書です。政府は、ODA改革の集大成として、策定後10年間に生じた国内・国際状況を踏まえて、国民の声を広く聞きながら、2003年中頃を目途にODA大綱を見直す方針です。

ODA改革・15の具体策（2002年7月9日、発表）

●監査

①経済協力の各スキーム（有償資金協力、無償資金協力、技術協力）のすべてで外部監査を拡充。

②各スキームで「抜き打ち監査」を実施。

③監査結果のフォローアップおよび監査結果を踏まえた改善を図るための仕組みを、外部監査法人などの参加を得ながら整備。（以上の措置について、具体的対象など詳細に関しては、今後さらに検討を進める）

●評価

④平成14年度（2002年度）から案件完了後に行われる事後評価については、すべて第三者の視点を入れる。

⑤外部有識者からなる評価委員会は外務省・実施機関において、すでに措置（外務省：平成13年（2001年）12月、JICA：平成14年6月、JBIC：平成14年6月）。各評価のフィードバック状況についての検証および助言を一層強化。

⑥被援助国政府・機関との連携を強化し、評価を充実させる観点から、平成14年度より被援助国機関によ

る評価を拡充するとともに、被援助国政府が評価についての知見を高めるための第2回ODA評価東京ワークショップを開催。

⑦評価結果を公表・公開する一環として、また、外務省・実施機関・日本評価学会（37頁参照）の間の連携を強化することも目的として、NGO、一般の方々を対象に評価セミナーを合同で2003年秋に開催。（以上の措置について、具体的対象など詳細に関しては、今後さらに検討を進める）

●NGOとの連携

⑧NGO・外務省定期協議の機能強化のために、全体会合に加え、ODA政策協議とNGO・外務省連携推進に関する2つの小委員会を設立。それぞれ早急に第1回会合を開催。

⑨日本のNGOが多く活躍する開発途上国で、日本の大使館、JICAやJBICの駐在員事務所とNGOとの定期協議会（ODA大使館）を直ちに開始。

⑩NGOの能力形成やその活動を支援するため、日本のNGOへの支援無償資金協力を2002年6月に導入。草の根技術協力を可能な限り早期

に導入。

●人材の発掘・育成・活用

⑪国際協力に関する人材情報のネットワーク化、人材のマッチングを効率的に促進する新たな枠組み「国際協力人材開発センター（仮称）」について必要な検討を開始。

⑫開発教育と義務教育との連携強化の一環として、小・中・高校生等に国際協力の重要性を理解してもらうための開発教育のプログラムを、すべてのJICA国内機関で定期開催する。

●情報公開・広報

⑬ODAタウン・ミーティングを定期的に開催する（2002年8月下旬に金沢、10月に東京で開催し、その後も原則ひと月に1回開催）。その際、ODA総合戦略会議の議論を紹介しながら、一般の方々からの意見を幅広く聴取する。

⑭2002年7月11日にODAメールマガジンを発行。

⑮ODAサイトの概要が臨場感をもってわかる写真入り「ODAワンストップショップ」（プロジェクトサイト一覧）をホームページ上に2002年秋に立ち上げ。

ODA改革：三項目の実施について（2002年12月10日、発表）

●政府開発援助大綱の見直し

ODA戦略の根幹を成す政府開発援助大綱（ODA大綱。1992年6月閣議決定）について、策定後10年間に生じた国内・国際情勢の変化を踏まえ、国民の皆様の声を広く戴きながら、思い切った見直しを行う。

●債務救済方式の見直し

重債務貧困国等、国際的に合意された枠組みに基づく債務救済の対象国に対し、わが国は従来、債務救済無償^{（注）}の供与により円借款の債務の

救済を行ってきたが、途上国の債務問題のより早期の解決、債務国の負担の軽減、ODAの透明性および効率性の観点から、平成15年度より、債務救済無償に代えて国際協力銀行の円借款の債権の放棄を実施する。

（注）債務国からの返済後に同額の無償資金を供与するもの。

●無償資金協力実施適正会議の立ち上げ

1. 無償資金協力の適正な実施と透明性の向上を図るため、外務省経済

協力局長の下、金融、開発経済、法律、会計の専門家、NGOの方からなる「無償資金協力実施適正会議」を開催する。

2. 閣議への付議、入札の実施および案件の具体的実施等のそれぞれの段階について、無償資金協力の適正な実施の観点からご議論いただく。

3. 会議の概要については、外務省ホームページにおいて公表する。